

## ○岡山市立教育・保育施設に係る施設型給付費等を定める要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号、以下「告示」という。）」第16条の規定により、岡山市が設置する就学前教育・保育施設（以下「市立教育・保育施設」という。）における教育・保育の提供に通常要する費用及び施設型給付費その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、市立教育・保育施設とは、岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）第3条に設置を定める幼保連携型認定こども園（以下「市立認定こども園」という。）、岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）第1条に設置を定める幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）、岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）第1条に設置を定める保育所（以下「市立保育所」という。）をいう。

### (公定価格)

第3条 市立教育・保育施設に係る、告示第16条の規定に基づき市が定める額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「法」という。）第27条第3項第1号、第28条第2項第2号及び第3号の規定により算定するものとし、算定に当たっては、次の区分毎に当該加算項目を適用するものとする。

#### (1) 市立認定こども園（教育標準時間認定）

##### ア 基本加算部分

- i 処遇改善等加算（区分1） 加算率（a）12%とする。
- ii 副園長・教頭配置加算
- iii 学級編制調整加配加算
- iv 給食実施加算（施設内調理） 週当たり実施日数5日とする。
- v 副食費徴収免除加算

##### イ 特定加算部分

- i 冷暖房費加算
- ii 運営継続支援臨時加算（令和7年度に限る。）

#### (2) 市立認定こども園（保育認定）

##### ア 基本加算部分

- i 処遇改善等加算（区分1） 加算率（a）12%とする。
- ii 副食費徴収免除加算

##### イ 特定加算部分

- i 冷暖房費加算
- ii 運営継続支援臨時加算（令和7年度に限る。）

#### (3) 市立幼稚園（教育標準時間認定）

##### ア 基本加算部分

- i 処遇改善等加算（区分1） 加算率（a）12%とする。

##### イ 特定加算部分

- i 冷暖房費加算
- ii 運営継続支援臨時加算（令和7年度に限る。）

#### (4) 市立保育所（保育認定）

##### ア 基本加算部分

i 処遇改善等加算（区分1） 加算率（a） 1.2%とする。

ii 副食費徴収免除加算

イ 特定加算部分

i 冷暖房費加算

ii 運営継続支援臨時加算（令和7年度に限る。）

（施設型給付費）

第4条 市立教育・保育施設の施設型給付費（以下「公立施設型給付費」という。）は、前条の規定により算定した額から、法第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額を控除した額とする。

（通知）

第5条 前条により定める公立施設型給付費は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第122号）第14条第1項に定めるところにより、保護者に通知するものとし、その手法は各施設への掲示によるものとする。

（広域利用に関する施設型給付費の請求等）

第6条 他市町村に居住する保護者の子どもが、市立教育・保育施設を利用したときは、当該他市町村に対して公立施設型給付費を請求するものとする。

2 前項の請求は、原則として当該年度利用分を一括して行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、公立施設型給付費等について必要な事項は、岡山っ子育成局長が定める。

附則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。